

マイナンバーカードで



令和2年9月から実施!

マイナンバーカードの
申請はお早めに!

上限5,000円分の

マイナポイント がもらえる!



どうしたらもらえるの?簡単3ステップ

ステップ1 マイナンバーカードを取得する

カード申請は役場住民課の無料オンライン申請代行サービスが便利。

ステップ2 マイナンバーカードを使ってマイナポイントを予約する

スマホアプリまたはPCから専用サイト(「マイナポイント」で検索)にアクセスして、マイナンバーカードを読み取ってマイナポイントの予約(マイキーIDの設定)をします。

- ※PCはカード対応のカードリーダーが必要です。
- ※スマホはカード読み取り対応機種に限ります。

PC・スマホが無い方は…

役場住民課でできます。無料でマイナポイントの予約(マイキーIDの設定)支援をしています。

ステップ3 キャッシュレス決済サービスを選んで申し込む

ステップ2と同様の方法で専用サイトにアクセスして、好きなキャッシュレス決済サービスを1つ選んで申し込みます。

※キャッシュレス決済サービスの申し込みは7月から令和3年3月末までです。

マイナポイントとは?

キャッシュレス決済サービスでお買い物に使えるポイントです。

好きなキャッシュレス決済サービスを選んで2万円のチャージまたはお買い物をすると、1人あたり上限5,000円分のマイナポイントがもらえます。

マイナンバーカードを取得し、令和2年8月末までにマイナポイントの予約(マイキーIDの設定)を完了した人が対象です。

ゴール



2万円のチャージ等で25,000円分のお買い物ができる!



お買い物に
マイナンバーカードは
使わないよ



通知カードは5月25日で廃止されます

廃止後の通知カードの取扱いについて

廃止前に交付された通知カードで、カードに記載されている氏名、住所等が住民票の記載事項と一致している場合は引き続きマイナンバーの証明書類として使用できますが、一致していない場合はマイナンバーの証明書類として使用することができません。

廃止後は通知カードの交付、再交付は行いませんので、受け取りが済んでない方等はお急ぎください。また、廃止後は氏名、住所等に変更が生じた場合における通知カードの記載事項の変更処理も行いません。



問合せ先 役場 住民課 内線121・174